



1. 第1回 常勤役員の担い手訪問時のご意見・ご要望について

JAでは、7月から8月にかけて常勤役員の担い手訪問活動を行いました。今回は、その中でいただいたご意見・ご要望の一部をご紹介します。



平成 30 年を契機に園芸振興をはかる必要がある。営農指導とあわせて機械化や産地化できる作物を推奨して欲しい。

現在、えだまめを中心にその後作のブロッコリー、カリフラワー、加工用を含むキャベツを推進、生産拡大を図っています。それらの作業機械については、可能な限り補助事業導入や全農リースを活用し、装備・貸出を行うなど一層の生産拡大に取り組んでいきます。



えだまめコンバインでの収穫作業



ブロッコリー収穫作業（(農)ふるさと未来）



数年前より猪、鹿、熊等の被害が地区全体で発生し大変困っている。JAで対策を検討してほしい。

近年増加している鳥獣被害は、農業だけでなく地域全体の問題であることから、上越市、妙高市の鳥獣被害防止対策協議会に参画し、猟友会への捕獲依頼、くくり罠・箱罠・電気柵設置補助、狩猟免許取得補助等を行うなど、関係機関と連携し被害防止に努めていきます。



中山間地域における電気柵の設置

項目	内容	実績
推進事業	くくり罠の導入	112台
	箱罠の導入	6台
	業務用無線機導入	33台
	罠用センサーの導入	送信機5台 受信機2台
	猟友会への捕獲依頼 (市内6支部)	捕獲数 590頭・羽
	被害防除	狩猟免許取得補助事業
整備事業	鳥獣害防止施設	電気柵の設置 24集落で実施 総延長:45,010m

平成 28 年度上越市鳥獣被害防止対策協議会の事業実績



JAとして努力してもらっているのはわかるが、JAの結集力を発揮して更なる生産資材コストの低減に取り組んでほしい。

肥料については、県下統一肥料の取扱いや国産化成肥料における入札によるメーカー一括仕入れ方式への切り替えなど、品目集約によるメリットをできる限り価格還元させていただきます。また、農薬についても大型規格商品の取扱いを拡大させるなど、今後も生産資材コスト低減に向けた取り組みをすすめていきます。



【生産資材コスト低減に向けた当JAの取り組み】

① 水稲用JA県下統一肥料（越後の輝きシリーズ）の取扱い

銘柄	予約価格	従来品との比較
越後の輝き有機 50元肥エコ 20kg	2,497円	JA チャレンジャー元肥エコ310から251円値下げ
越後の輝き有機 50スーパー元肥 20kg	2,815円	JA チャレンジャー元肥エコロング312から479円値下げ
越後の輝き有機 50穂肥 20kg	2,659円	JA チャレンジャー穂肥310から144円値下げ

② 一般高度化成の銘柄集約（集中購買により最も安価なメーカーを選定）

銘柄	予約価格	従来品との比較
国産高度化成 14-14-14 20kg	1,328円	従来のオール14から約20%値下げ

③ 大型・担い手直送規格農薬の取扱い（例：ウィナー1kg粒剤）

種類	容量	通常規格との比較
通常規格	1kg	—
大型規格	10kg	1kgあたり約2%値下げ
担い手直送規格	40kg	1kgあたり約15%値下げ



担い手直送規格統一ロゴ「メガ得」マーク

④ 肥料・農薬の大口利用者奨励（ご予約いただいた肥料・農薬の合計額に応じ2%~8.5%値引き）

⑤ 工場直送値引き（肥料：32円~108円/20kg 床土・培土：20kgあたり10円）



法人向けの融資ができるよう担当者を増やし、法人のニーズを掴むことが必要ではないか。また、大型法人が増加する中で、JAも資金管理を中心とした経営塾等を開催し、経営支援や融資ができる体制を構築するべきではないか。

今後、農業法人の皆様との接点を増やし、恒常的なご要望の聞き取りとその要望への適切な対応が取れる体制づくりを進めるとともに、JAバンク新潟県信連と協力し、勉強会などによる職員のスキルアップも検討していきます。



合併した頃からJAの事業環境は大きく変化している。こうしたことをふまえ、総代や経営管理委員の数や区割りなどを見直すべきではないか。

JAを取り巻く情勢や組合員数・構成の変化、さらには農協改革や公認会計士監査の導入など一層の組織・事業基盤改革が求められていることをふまえ、農協法などの定めに従い、総代および経営管理委員の定数・選出方法等に関する見直しや、組合員の意思反映・運営の強化を検討していきます。



三和支店管内での担い手訪問活動の様子

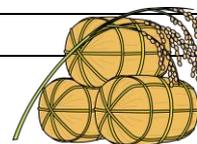
2. 平成 30 年以降のJAえちご上越米 生産販売方針について

当 JA では、平成 30 年以降予想される激しい産地間競争の中で、生き残れる産地づくりならびに生産者の所得確保・拡大を目指し、平成 30 年以降の JA えちご上越米の生産販売方針を決定しました。今回はその概要についてご報告させていただきます。

(1) 平成 30 年産以降の生産調整の見直し（概要）

	平成 29 年産まで	平成 30 年産以降
変更点	全国の生産数量目標の設定	全国ベースの需給見通しに関する情報発信
	各段階での生産数量目標の設定および行政ルートによる目標配分	行政による生産数量目標の配分は行わない
	国による情報提供	産地別のきめ細かな需要実績や販売進捗・在庫などの情報提供
	米の直接支払交付金（7,500 円／10a）	廃止
変更されない点	都道府県・市町村が参画した農業再生協議会は存続し、水田フル活用ビジョンを策定	
	水田活用の直接支払交付金による水田フル活用に向けた支援	
	収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の実施	

需給調整の仕組みを変更



平成 29 年産米まで	平成 30 年産米から
生産数量目標の配分による調整	JA が「売られる量」を判断し生産（需要に応じた生産）
国・県から配分された数量をもとに、地域再生協議会および JA で設定したルールにより配分	取引先から JA へ出荷依頼のある数量をもとに、国や再生協議会提供情報により検証のうえ、需要量を設定し、新たな JA のルールで生産者へ出荷依頼（下記の算定方法参照）

(2) 平成 30 年以降の JA えちご上越米 生産販売方針のポイント

① 需要に応じた JA の判断による生産の実施

取引先（直売取引先・全農）からの銘柄用途別取引要望量に基づく生産を実施

② 個別に生産者へ出荷（生産）依頼する数量算定にあたっての根拠の変更

JA と生産者の出荷契約に出荷実績を加味して設定

出荷依頼数量の算定方法

$$\begin{aligned} & \text{戸別出荷依頼数量} \\ & = \text{戸別前年産出荷契約数量} \\ & \quad \times (\text{JA 需要量} \div \text{JA 前年出荷契約量}) \end{aligned}$$

③ 契約栽培を広く生産者に推進

数量と手取り価格を提示する契約栽培を中心に管内生産者へ広く提案

④ 新たな販売上の区分設定

販売量を定めて生産・集荷を行うため出荷契約数量以外については販売上で区分した取扱いを実施



(3) 平成 30 年産米生産販売計画

品種・区分	傾向	概要		
コシヒカリ	↓	29 年産主食用米出荷契約数量より削減		
こしいぶき	→	29 年産出荷契約数量と同量	JA 直接販売先との契約取引については、可能な限り複数年契約栽培の取り組みをすすめる	
みずほの輝き・新之助・つきあかり	↑	種子量に基づく生産販売計画量まで拡大		
酒米	↓	一定程度削減		
もち米	→	29 年産出荷契約数量と同量		
非主食用米	→	29 年産出荷契約数量と同量（水田農業経営の維持安定）		



(4) 平成 30 年産米にかかる取り組みスケジュール

	販売先 (直売取引先・全農)	JA	生産者
1月～2月		契約栽培数量通知、出荷依頼数量通知兼出荷計画書・営農計画書(再生協議会から)配布	出荷依頼数量通知兼出荷契約書・契約栽培出荷確認書・営農計画書(再生協議会へ)とりまとめ
3月		出荷契約書の集計結果と需要量との調整 出荷契約予約数量通知書の配布	
4月	4月～6月は現行同様	出荷契約書の配布	
5月			出荷契約書のとりまとめ ⇒ 出荷契約書締結
6月		全農との出荷契約の締結	再生協議会への経営所得安定対策交付申請提出

※1 各再生協議会は生産調整を廃止するが、水田台帳（営農計画書、農済一体化帳票は 30 年度まで）による管理は継続。

※2 JA とも補償は生産数量目標の配分に連動することから同様に廃止する。